

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護係
内線番号	4763

No.	項目	内容
①	処分名	狂犬病にかかった犬若しくはその疑いがある犬の殺害の許可
②	法令名	狂犬病予防法
③	法令番号	昭和25年法律第247号
④	根拠条項	第9条、第11条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。</p> <p>2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。</p> <p>第十条 都道府県知事は、狂犬病(狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。)が発生したと認めたときは、直ちに、その旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留することを命じなければならない。</p> <p>第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。</p>
⑦	審査基準	狂犬病対応マニュアル(H19年6月制定)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	保健所(狂犬病予防員)
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)未設定
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	生活衛生課動物愛護係(075-414-4763)
⑬	備考	